

介護給付

| サービス名 | サービス内容 | 対象者 |
|------------|---|---|
| 居宅介護 | 居宅において入浴、排せつまたは食事等の介護、調理、洗濯等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行います ・身体介護 ・家事援助 ・通院等介助（身体介護を伴う、身体介護を伴わない） | 区分1以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の割合）の方 通院等介助（身体介護を伴う場合）は区分2以上かつ認定調査項目の「歩行」が「できない」または「移乗」「移動」「排尿」「排便」のいずれか一つ以上が「できる」以外と認定されていること |
| 重度訪問介護 | 重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要する障がい者につき、居宅における入浴、排せつまたは食事の介護等及び外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、入院又は施設等に入所している障がい者に対して、意思疎通の支援等を行います | 区分4以上（入院又は施設等に入所している障がい者が意思疎通の支援等のために利用する場合は区分6以上）で次のいずれかに該当する方 （ア）二肢以上に麻痺等があり、認定調査項目の「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「できる」以外と認定されている方 （イ）認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方 |
| 同行援護 | 視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行います | 同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の方 |
| 行動援護 | 知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であつて常時介護が必要な方で、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います | 区分3以上で、認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の割合）である方 |
| 療養介護 | 医療を要する障がい者であつて常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います | 長期入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる方 （ア）筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っており、区分6である方 （イ）筋ジストロフィー患者または重症心身障害者で区分5以上の方 |
| 生活介護 | 常時介護を要する障がい者につき、主として昼間において、障害者支援施設等において入浴、排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います | 以下のいずれかに該当する方 （ア）区分3以上（施設入所者は区分4以上）の方 （イ）50歳以上の場合は、区分2以上（施設入所者は区分3以上）の方 |
| 短期入所 | 居宅においてその介護を行う方の疾病その他の理由により、障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をして、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います | 以下のいずれかに該当する方 （ア）区分1以上の方 （イ）障がい児に必要なとされる支援の割合に応じた厚生労働大臣が定める区分における区分1以上に該当する障がい児 |
| 重度障害者等包括支援 | 常時介護を要する障がい者等であつて、意思疎通を図ることに著しい支障がある方のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある方ならびに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する方につき、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に提供します | 区分6以上（障がい児にあつては区分6に相当する支援の割合）で意思疎通に著しい困難を有する方で、以下のいずれかに該当する方 （ア）重度訪問介護の対象者で四肢すべてに麻痺があり、寝たきり状態にある障がい者で、①人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がい者、②最重度知的障がい者 （イ）認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である方 |
| 施設入所支援 | 施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつまたは食事の介護等を行います | 以下のいずれかに該当する方 （ア）生活介護利用者であつて、区分4以上（50歳以上の場合は、区分3以上）の方 （イ）自立訓練または就労移行支援、就労継続支援B型利用者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的である等、市町村が利用の必要性を認めた方 |